

春日市発注の公共工事に係る暴力団等排除に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）から暴力団等（春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有するものをいう。以下同じ。）を排除する取組として、発注者である市、公共工事の受注者（以下「受注者」という。）及び福岡県春日警察署（以下「警察署」という。）の3者による連携の強化並びに条例第6条の規定による措置を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において、暴力団等の排除の対象となる市発注の公共工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がこの要領に基づく暴力団等の排除の対象とすることが必要と認める建設工事

(情報提供等)

第3条 対象工事に係る契約を入札に付する課（これに相当する組織を含む。以下「入札に付する課」という。）の所属長は、落札者の決定後、当該契約に係る落札者の情報を警察署に対し様式第1号により提供するものとする。

- 2 対象工事の監督を担当する課（これに相当する組織を含む。以下「監督課」という。）の所属長は、受注者から施工体系図（対象工事における各下請負人の施工の分担関係を表示したものをいう。）が提出されたときは、警察署に対し速やかに当該施工体系図の写しを提供するものとする。

(協力要請)

第4条 入札に付する課の所属長は、対象工事の契約の締結時に、受注者に対し市及び警察署の連携による暴力団等の排除推進についての協力を様式第2号により要請するものとする。

(指導)

第5条 監督課の所属長は、必要に応じて警察署と情報交換を行うとともに、受注者に対し暴力団等の排除に関する指導を行うものとする。

(対策会議)

第6条 市は、対象工事ごとに暴力団等排除対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の組織)

第7条 対策会議は、監督課の属する部の部長、監督課の所属長及び次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 対象工事に携わる元請負人の代表者（共同企業体の場合は、当該代表企業の代表者）
- (2) 対象工事に携わる共同企業体の代表企業以外の構成企業それぞれの代表者（共同企業体の場合に限る。）
- (3) 対象工事に携わる下請負人の代表者
- (4) 警察署員

2 対策会議に会長及び副会長を置くものとし、会長には監督課の属する部の部長を、副会長には前項第1号に掲げる者をもって充てる。

(所掌事務)

第8条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対象工事に対する暴力団等による不当介入に係る情報の収集及び交換
- (2) 対象工事の工事関係者（元請負人及び下請負人をいう。）と関係行政機関との連絡及び調整
- (3) 暴力団等に対する対応等の研修の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事からの暴力団等による不当介入の排除に必要な措置を講ずること。

(会議)

第9条 対策会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、対策会議の会議に第7条第1項に規定する者以外の者の参加を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第10条 対策会議の事務局は、監督課とする。

(解散)

第11条 対策会議は、市が当該対象工事に係る目的物の引渡しを受けた時又は当該対象工事に係る元請負の契約の解除等により当該契約が終了した時をもって解散するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、市が発注する公共工事からの暴力団等の排除に関し必要な事項は、市が警察署と協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公共工事の入札結果及び落札者情報の提供

1. 工事名		
2. 工事場所		
3. 工期	年 月 日 ~	年 月 日
4. 工事請負金額	円 (税込)	
5. 入札・契約課係	課	係
6. 工事監督課・ 監督員氏名	市 課 係 監督員氏名：	監督員確認欄
7. 工事請負業者 所在地 業者名・代表者氏名 電話番号		
8. 現場事務所 所在地 電話代理人 電話番号		
9. 添付資料	入札結果表・施行体系図・工事現場見取図・現場事務所位置図 等	
10. 暴力団等の不当介入の 有無等		
受領者記名欄 年 月 日 福岡県 警察署 課 氏名		

公共工事からの暴力団等排除の協力要請について

本工事においては、暴力団等の排除を徹底し、工事の適切な執行を図るため、工事に従事する全ての工事関係者と、発注者である春日市及び福岡県春日警察署が相互に連携、協力することとしています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 1 施行体系図を警察機関と情報共有することにより、暴力団等の下請け参入等を監視します。

※「施行体系図」を作成した場合は、春日市（工事担当課）へ提出してください。
警察機関と情報共有します。

- 2 暴力団等に対して、いかなる名目であれ、金銭等の提供は行わないでください。
些細なことでも不安に感じるがあれば、春日市又は警察機関へ直ちに相談してください。

※必要に応じて、警察機関が受注者等に対して、暴力団等の排除に関する支援を行います。

- 3 暴力団等の排除の重要性について、下請業者等にも徹底してください。

※下請業者等が不当介入を受けた場合も、速やかに春日市又は警察機関へ報告・相談することを指導してください。

連絡先

春日市 総務部 安全安心課 防犯防災担当

電話（092）584-1111（内線3903）

福岡県春日警察署 刑事第二課 暴力犯係

電話（092）580-0110（内線381）